

子育て支援課からのお知らせ

問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線133)へ。

ご存じですか？ひとり親家庭等医療費支給事業

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、または父(母)に一定の障がいがある家庭の父(母)および子どもが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。原則、申請を受け付けた日から支給の対象となります。なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。申請には必要書類がありますので、申請前に子育て支援課へお問い合わせください。

児童扶養手当 特別児童扶養手当の現況届(所得状況届)の提出について

児童扶養手当と特別児童扶養手当を受けている方には、7月末に手続きの案内等を郵送しますので証書等必要書類を添付して、現況届(所得状況届)を子育て支援課に提出してください。この届け出は、毎年8月に受給者の所得や養育状況を把握するためのもので、提出しない場合は8月分からの手当が受けられなくなります。継続して手当を受けようとする方は、早めの手続きをお願いします。

■集中受付日／8月13日(木)午前9時～午後6時45分、役場6階(604会議室)

※なお、8月14日(金)からは、子育て支援課で受け付けします。8月28日(金)までにお手続きをしてください。

■手当の支給予定月(8月～11月の4カ月分)

・児童扶養手当／12月11日(金)

・特別児童扶養手当／11月11日(水)

児童扶養手当とは

父母の離婚や父、または母の死亡等によって、父、または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父、または母に一定の障がいがあるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

特別児童扶養手当とは

精神、または身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

受給の期間

対象となる子どもが18歳になる年の年度末(3月31日)までです。また、一定の障がいのある場合は20歳になるまでとなります。児童手当支給対象の期間(15歳になる年の年度末)とは異なります。

創設しました！赤ちゃんの駅設置補助制度



町では、小さな子ども連れのご家族が安心して外出できる環境づくりを推進するため、おむつ替えや授乳が自由にできるスペース「赤ちゃんの駅」を設置する民間事業者や団体等を対象に、設置費用を補助する制度を創設しました。商業施設(飲食店、ショッピングセンター等)、金融機関、医療機関、宿泊施設等の子育て中の家族が訪れる民間施設等に新たに設置する場合と、既存の「赤ちゃんの駅」の設備を増設する場合が補助対象となります。

補助対象／おむつ替えや授乳ができるスペースと設備等を無償提供できる施設の所有者等

補助対象品目／おむつ交換台、授乳用いす、調乳用給湯機器、カーテン・パーテーション類、ダストボックスの購入費用と関連工事費用

補助金額／上限10万円〔補助率10/10〕

その他／整備した内容は、県の「赤ちゃんの駅登録事業実施要綱」に基づく登録を行い、県や町のホームページに掲載します。



※設置・増設を行う前に申請書の提出が必要です。

※平成27年度分の補助枠がなくなり次第終了となります。

児童虐待を発見したときは189番へ

児童虐待への対応については、制度改正や関係機関の体制強化等が図られていますが、いまだに深刻な児童虐待事件が後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

『児童虐待防止法』第6条では、児童虐待と思われる児童を発見した場合には、役場や児童相談所に通告しなければならないこととなっており、通告を受けた役場や児童相談所は、虐待から子どもを守るとともに、子育てに悩む家庭を支援しています。

この通告する電話番号について、従来の児童相談所全国共通ダイヤル(☎0570・064・000)に加えて、7月1日(水)から、覚えやすい3桁の「189」が設けられました。通告は匿名で行うこともでき、通告内容等の秘密は守られます。

※一部のIP電話はつながりません。

※通話料がかかります。



介護保険は、3年ごとに『介護保険事業計画』の見直しが行われ、今年度から第6期事業計画(平成27年度～29年度)がスタートしました。

これに伴い保険料が改定されており、第6期事業計画の介護保険料は下記のとおりとなります。

介護保険は、『介護保険法』により定められている制度であり、40歳以上の人が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。この制度は、支え合いの制度です。介護サービスを利用されていない場合でも、保険料を納めていただくことになります。

65歳以上の方には、大里広域市町村圏組合から介護保険料納入通知書を送付します。保険料の納め方は法律で定められていますので、個人で選択することはできません。なお、原則として特別徴収となります。

特別徴収(年金天引き)

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。ただし、65歳になってすぐ、または転入してすぐに年金からの天引きにはなりません。開始までには半年から1年ほどかかるため、天引きになるまでの間は普通徴収となります。なお、天引きの金額は通帳には記載されません。

介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じてしまうことがあります。年金特徴ではこれを解消し、できるだけ均等にするため、8月の年金天引き額を調整する場合がありますのでご了承ください。

普通徴収(納付書、または口座振替)

年金が年額18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方等は普通徴収となります。大里広域市町村圏組合から納付書を送付しますので、納期限までに役場や金融機関の窓口で納付してください。

普通徴収では、口座振替のご利用も可能です。口座振替は、ご希望の納期分から引き落としを開始します(特別徴収とは異なりますので、混同しないようご注意ください)。口座振替の場合、領収書は発行されませんので、通帳記載でご確認ください。

介護保険料額表(平成27年度分)

所得段階	対 象	保険料額	普通徴収の納期限(平成27年度分)	
			期別	納期限
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方および前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方、または生活保護受給者	年額28,100円(基準額×0.45)	1期	7月31日(金)
			2期	8月31日(月)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	年額43,700円(基準額×0.7)	3期	9月30日(水)
			4期	※11月 2日(月)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額46,800円(基準額×0.75)	5期	11月30日(月)
			6期	12月25日(金)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額56,200円(基準額×0.9)	7期	※ 2月 1日(月)
			8期	2月29日(月)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額62,400円(基準額)		
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	年額74,900円(基準額×1.2)		
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	年額81,100円(基準額×1.3)		
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	年額93,600円(基準額×1.5)		
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満の方	年額109,200円(基準額×1.75)		
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	年額118,600円(基準額×1.9)		

※月末が休日になるため、翌月の初日等になります。